平成２９年（フ）第１３８５号
埼玉県鴻巣市境453番地２
債務者　福島　隆志
１　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　紘司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
長野市篠ノ井塩崎3134番地１
債務者　荒井　寛治
１　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久田　道人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６７号
茨城県牛久市岡見町2728番地93、破産申立時の住所さいたま市南区大字大谷口5758番地２
債務者　齋藤　　勝
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀口　泰之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５３号
名古屋市中村区佐古前町18番51号　アトレＴ２Ｂ号
債務者　北野　正和
１　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　正和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８１８号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目12番20―103号、申立時の住所札幌市清田区清田３条１丁目９番16―102号
債務者　角田　靖季
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８４９号
北海道江別市大麻中町19番地の７　レオパレスグリンヒル103号
債務者　加藤　健治
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１６号
札幌市豊平区平岸５条６丁目１番26号　セブンスコート平岸401号
債務者　畠中健一郎
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０３８号
札幌市豊平区西岡２条１丁目４番５―102号
債務者　小西　由香
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０４４号
札幌市清田区平岡６条３丁目４番５号
債務者　高橋　千帆（旧姓国分）
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０７１号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番16―408号
債務者　太田ひとみ
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０７３号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番18号　リバストーリーＦ―402号
債務者　宇津井佳子
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３号
北海道登別市桜木町４丁目５番地１桜木団地２号棟212号室
債務者　松山　郁夫
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
北海道登別市桜木町４丁目５番地１桜木団地２号棟212号室
債務者　松山　豊子
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
北海道室蘭市知利別町１丁目２番14号ラフィーネ知利別２　206号
債務者　鈴木　栄考
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
北海道登別市桜木町４丁目１番地１　桜木団地８―824
債務者　村川　　斉
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
釧路市鳥取北３丁目11番15号　いとうハイツ201号、申立前の住所釧路市興津２丁目２番27号　メゾンリーフ102
債務者　長井　寿紀
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
釧路地方裁判所